

自動車検査独立行政法人の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成18年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

役員報酬は、国家公務員の給与及び民間企業の役員報酬等の水準を考慮するとともに、今後、独立行政法人評価委員会における業績評価の結果を勘案することとしている。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長	任期更新時に俸給月額を1,065,000円から994,000円に引き下げ 平成18年4月1日より地域手当を12%から13%に引き上げ
理事	任期更新時に俸給月額を「903,000円から940,000円までの範囲内で 理事長が決定する額」から「843,000円から784,000円までの範囲内で 理事長が決定する額」に引き下げ 平成18年4月1日より地域手当を12%から13%に引き上げ
理事(非常勤)	該当者なし
監事	任期更新時に、俸給月額を780,000円から728,000円に引き下げ 平成18年4月1日より地域手当を12%から13%に引き上げ
監事(非常勤)	任期更新時に、俸給月額を265,800円から248,000円に引き下げ

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成18年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況	
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任	
法人の長	19,249	12,141	5,530	1,578 (地域手当)		
理事 (3人)	48,151	30,168	13,741	3,921 (地域手当) 321 (通勤手当)	7月11日1人	7月10日1人
監事 (1人)	14,174	8,892	4,050	1,155 (地域手当) 77 (通勤手当)		
監事 (非常勤) (1人)	3,029	3,029	0	0		

注:「地域手当」とは、民間における賃金、物価及び生計費が特に高い地域に在勤する役員に支給。

3 役員の退職手当の支給状況(平成18年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘要
法人の長		年 月			該当者なし
理事		年 月			該当者なし
監事		年 月			該当者なし
監事 (非常勤)		年 月			該当者なし

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

〔 中期計画目標等を踏まえた中で、職務に応じた職員の配置、適正な人件費管理に努めている。 〕

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

〔 給与改定にあたっては、業務の実績及び中期計画の人件費の見積りその他の事情をふまえ、一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける国家公務員の給与等を考慮し定めている。 〕

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

〔 職員の勤務実績に応じて、昇給、勤勉手当の支給割合の加減を行う。 〕

〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容
賞与・勤勉手当 (査定分)	一定期間の職員の勤務成績に応じて、勤勉手当の支給割合を加減。
俸給	職員の勤務成績が適切に反映される昇給制度を導入。

ウ 平成18年度における給与制度の主な改正点

〔 一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける国家公務員と同様に、俸給表の水準を全体として平均4.8%引下げ、加えて、地域手当の支給割合を改正。特別昇給と普通昇給を統合し、昇給の区分を5段階設け、職員の勤務成績が適切に反映される昇給制度を導入。年4回の定期昇給時期を年1回(1月1日)に変更。55歳昇給停止措置に替えて、55歳以上の昇給については昇給幅を通常の半分に抑制。勤勉手当への実績反映の拡大。 〕

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

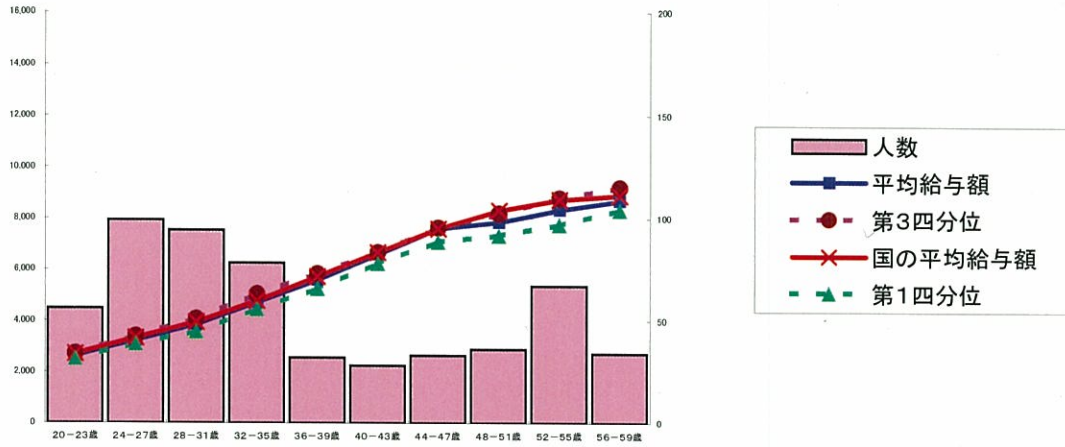
区分	人員	平均年齢	平成18年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
常勤職員	人 557	歳 36.9	千円 5,469	千円 4,023	千円 177	千円 1,446
事務・技術	人 557	歳 36.9	千円 5,469	千円 4,023	千円 177	千円 1,446

注1: 常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2: 常勤職員の事務・技術以外の職種は該当者がいないため省略。

注3: 在外職員、任期付職員、再任用職員、非常勤職員の区分については、該当者がいないため省略。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員)



注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	千円		千円	第3分位
本部部長	2		—	—	—	—	—
本部課長	7	50.4	9,841	9,834	10,711	—	—
本部課長補佐	4	49.5	—	8,020	—	—	—
本部係長	9	35.5	4,995	5,469	5,413	—	—
本部係員	3	28.8	—	3,694	—	—	—
地方係長	4	33.0	—	4,952	—	—	—
地方係員	159	25.2	2,712	3,066	3,317	—	—
地方機関部長	3	56.2	—	9,697	—	—	—
地方機関所長・課長	56	55.2	8,487	8,747	9,056	—	—
上席・主席自動車検査官	120	49.2	7,093	7,455	7,854	—	—
自動車検査官	190	32.6	3,766	4,436	4,994	—	—

注1:事務・技術以外の職種は該当者がいないため省略。

注2:本部部長は該当者が2名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、平均年齢、年間給与の平均額については記載していない。

注3:本部課長補佐、本部係員、地方機関部長、地方係長の該当者は4名以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、第1、第3分位を記載していない。

③ 職級別在職状況等(平成19年4月1日現在)(事務・技術職員)

区分	計	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		部長相当	課長相当	課長相当	課長補佐相当	係長相当	係長相当	係員相当	係員相当
人員(割合)	557	1 (0.2%)	3 (0.5%)	19 (3.4%)	69 (12.4%)	90 (16.2%)	135 (24.2%)	131 (23.5%)	109 (19.6%)
年齢(最高～最低)			56～43	58～37	59～47	56～39	48～29	34～25	27～20
所定内給与年額(最高～最低)			7,790～ 7,111	8,026～ 5,173	7,173～ 5,201	6,595～ 4,518	5,216～ 2,894	3,310～ 2,235	2,782～ 1,756
年間給与額(最高～最低)			10,711～ 9,751	10,720～ 7,199	9,734～ 7,331	8,936～ 6,364	7,112～ 3,949	4,470～ 3,071	3,683～ 2,400

注:8級は該当者が1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項については、記載していない。

④ 賞与(平成18年度)における査定部分の比率(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	% 64.9	% 68.1	% 66.6
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.1	% 31.9	% 33.4
	最高～最低	% 49.5～31.9	% 40.7～28.7	% 44.2～30.4
一般 職員	一律支給分(期末相当)	% 66.0	% 68.8	% 67.5
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 34.0	% 31.2	% 32.5
	最高～最低	% 40.7～30.8	% 36.0～21.3	% 36.0～26.9

⑤ 職員と国家公務員及び他の独立行政法人との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

97.1

対他法人(事務・技術職員)

90.0

注：当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他法人」においては、すべての独立行政法人を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項
特になし

III 総人件費について

区 分	当年度 (平成18年度)	前年度 (平成17年度)	比較増△減	中期目標期間開始時(平成15年度)からの増△減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 5,275,597	千円 5,308,443	千円 (%) △32,846 (△0.6%)	千円 (%) △ 162,080 (△3.0%)
退職手当支給額 (B)	千円 105,508	千円 46,416	千円 (%) 59,092 (127.3%)	千円 (%) 59,454 (129.1%)
非常勤役職員等給与 (C)	千円 352,683	千円 315,277	千円 (%) 37,406 (11.9%)	千円 (%) 98,371 (38.7%)
福利厚生費 (D)	千円 662,602	千円 623,638	千円 (%) 38,964 (6.2%)	千円 (%) 68,642 (11.6%)
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 6,396,390	千円 6,293,774	千円 (%) 102,616 (1.6%)	千円 (%) 64,387 (1.0%)

※設立が年度途中の平成14年7月で比較困難の為、平成15年度を開始時とした。

総人件費について参考となる事項

①給与、報酬等支給総額及び最広義人件費の増減理由

i) 給与、報酬等支給総額の対前年度比 △0.6%

職員数の減少による。(871人→865人)

ii) 最広義人件費の対前年度比 1.6%

退職者数の増加に伴う退職手当支給額の増加のため。(平成17年度：3名、平成18年度：8名)

②「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人件費削減の取組の状況

i) 中期目標

人件費(退職手当等を除く。)については、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、平成18年度から平成22年度までの5年間において、国家公務員に準じた人件費削減の取組を行うとともに、役職員の給与に関し、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを進めること。

ii) 中期計画

「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、平成18年度から平成22年度までの5年間において、人員について5%以上の削減を行うこととし、現中期目標期間においては、概ね0.7%の人員を削減することとします。

iii) 上記i)及びii)の進捗状況

- a 基準年度(平成18年度)の職員数 871名
- b 当年度末日の職員数 865名
- c 当年度末日までの人員純減率 0.7%

IV 法人が必要と認める事項

特になし